

別表六の二(二十)

「28」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
-------------	-----	-----	-----

別表六の二(二十) 令四・四・一以後終了連結事業年度分

各	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2			特定経営力向上設備等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額(取得適用連結法人の(1)の合計)	22	
連 結 法 人 分 期 額 基 準 額	取得価額 (別表六の二(二十))	「28」欄 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の5第2項」 ② 「区分番号」欄：「10586」 ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額					
	同上のうち連結親法人						
	税 額 控 除 $((3)-(4)) \times \frac{7}{100} + (4) \times \frac{7}{100}$						
	法人調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$	6		期	(各連結法人の(9)の合計)		
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「8」})$	7		分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(三)「7の⑱」)	27	
	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額	8		の	当期税額控除額の合計額 (26) - (27)	28	
	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額	9		前	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「25」})$	29	
	調整前連結税額 (27) ×			合	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29)-(26))-(別表六の二(十一)「32」)-(別表六の二(十九)「16」)	30	
	当期税額 (9) -			計	連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(40)の①の合計)	31	
	繰越税額控除 (39)の計			算	「37」欄 中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の15の5第3項」 ② 「区分番号」欄：「10587」 ③ 「適用額」欄：「37」欄の金額		
法人調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13		前	前 年 度 (別表六の二(三)付表「2の㉓」)	35		
個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六の二(十一)「8」})$	14		計	合 計	36		
個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14)-(9))-(別表六の二(十一)「16」)-(別表六の二(十九)「7」)	15		分	当期繰越税額控除額の合計額 (33) - (36)	37		
法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額	16		算	法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (37)	38		
当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額	17		各	連 結 事 業 年 度 又は 事 業 年 度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (39) - (40)
調整前連結税額超過構成額 $(34) \times \frac{(40)①}{(31)} + (35) \times \frac{(40)②}{(32)}$	18		連 結 法 人 における翌期繰越税額控除限度超過額の計算	39	40	41	
当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19		・ ・ ①	円	円		
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)	20		・ ・ ②			外 円	
			計		(17)		
			当 期 分	(5)	(9)	外	
			合 計				